

第1回 河川堤防植生管理検討委員会

設立趣意

河川堤防は、洪水を安全に流下させ流域の人々の生命財産を守るための重要な施設です。国土交通省では常に巡視や点検等により堤防の状態を把握し、~~良好な状態を把握し~~必要に応じて補修等を実施し堤防の機能維持に努めているところです。

雄物川上流では、堤防法面植生である野芝を被圧・侵蝕するイタドリ※が生育し、堤防法面の裸地化や地下茎の進入・拡大により、出水時に必要となる耐浸食機能の低下等、堤防の弱点箇所となっています。

従来、イタドリ対策としては大規模な土工を伴う芝張替により対策していますが、地下茎等を完全除去出来ない場合もあり、数年後には再繁茂し機能低下を繰り返し、イタドリの完全除去にはいたっていない現状です。

また、高度成長期に造られた多くの河川管理施設は老朽化しており、その長寿命化対策には維持管理コストの増大を招いておりコスト縮減は大きな命題ともなっています。

このような状況から、低コストである薬剤を用いたイタドリ対策について、適切な手法を検討し、~~その有効性、安全性等の確認を行い~~運用方法(案)を作成するものです。作成にあたっては専門的知識を有する皆様方のご指導、ご助言を頂く委員会を設立するものです。

※イタドリ・・・ここでいう「イタドリ」とは、「オオイタドリ」や「ケイタドリ」、「イタドリ」などイタドリ類の総称とする。

第1回 河川堤防植生管理検討委員会

委員会規約(案)

第1条 (趣旨)

この規約は、「河川堤防植生管理検討委員会」（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第2条 (目的)

この委員会は、「東北地方整備局湯沢河川国道事務所」（以下「事務所」という。）が所管する「雄物川上流河川堤防」（以下「河川堤防」という。）において試行する「薬剤を用いたイタドリ※対策」（以下「対策」という。）について、その有効性、安全性等を評価するものである。また、適切な対策手法についてを検討し、運用方法（案）を作成することを目的とする。

第3条 (組織)

委員会は、事務所が設置する。

- 2 委員会の委員は、東北地方整備局湯沢河川国道事務所長が委嘱する。

第4条 (委員会)

- 1 委員会は、各委員の了承を得て事務局が招集する。
- 2 委員会委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員会は、委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する。

第5条 (公開)

委員会は原則として公開とする。

第6条 (事務局)

委員会の事務局は、事務所に置く。

第7条 (規約の改正)

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第8条 (雑則)

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附則 (施行期日)

この規約は、平成27年 3月25日より施行する。

※イタドリ・・・ここでいう「イタドリ」とは、「オオイタドリ」や「ケイタドリ」、「イタドリ」などイタドリ類の総称とする。